

令和4年7月

第70号

事務所通信

えん



CONTENTS

ごあいさつ	2	法人の役員報酬について	8
税制改正	3	お客様コーナー	9
インボイス方式について	4	助成金コーナー	10
専任技術者について	5	湯ったり！寄ったり！ 行ってんべ！！	11
司法書士より	6	税務カレンダー	12
資産税コーナー	7		

森・米澤合同事務所

ごあいさつ

暑さ厳しき候、顧問先の皆様、関係者の皆様におかれましては、お元気でお過ごしのことと、お慶び申し上げます。日頃より事務所通信「えん」をご愛読頂き、誠にありがとうございます。お陰様で、今回を持ちまして 70 号を迎えることができました。これも、ひとえに皆様のご支援ご協力の賜物と、深く感謝を申し上げます。更に引き続き、回を重ねることが出来ますよう、今後とも宜しく願い申し上げます。

さて、長引くコロナ禍の影響を受けて、売上減少や収益悪化等に、苦しんでいる企業が増えております。更に原油価格や原材料費の上昇、半導体不足による生産調整、金利の動向による円安のコスト上昇、ウクライナ情勢と今後の見通しは不透明、不安定の要素が目白押しとなっています。しかしながら、我々はこのような状況下にあっても、生活様式や企業活動を変えて、対応して行かねばなりません。厳しいことの連続となりますが、頑張ってこの猛暑を乗り切って行きたいと思います。

さて、私共は次の 3 点を下期の重点(活動)として取り組んで行きたいと考えております。

① インボイス制度の周知と丁寧な説明

令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まります。制度そのものは、決して難しいものではありませんが、(但し、適格請求書発行事業者の登録申請など期限までに必要な届出事項があります) 大切な内容となっておりますので、ご理解の程お願いします。

② 助成金・補助金制度の充分なる活用

現在、国・県・市町村等を始めとして、数多くの制度が設けられております。当事務所では、社会保険労務士が対応を取らせて頂いております。細かい事でも結構です。関心のある方のご連絡をお待ちしております。

③ 金融機関との取引の応援

これから始まるコロナ関連融資の返済など、今後の資金事情はますます厳しくなると予想されます。当事務所といたしましても、できる限り皆様方の応援をしていきたいと思っております。

この酷暑を無事に乗り切り、実りの多い秋を迎えられますよう、お祈り申し上げます。

所長 森 富夫

先日、こんな相談がありました。

自宅を建て替えようと思うけど、親から資金を援助してもらったら税金はどうなるの？



聞けば昭和に建てた古いご自宅で、同居するお父様の体が不自由になったのをきっかけに、思い切って現在の家の隣に自宅を新築することになったそうです。教育費もまだまだかかる世代のため、いろいろ考え相談した結果、お父様から資金の贈与を受けて建築資金に充てることになりました。

たしか住宅資金贈与の非課税額も住宅ローン控除も令和4年から変わったはず、と改めて調べてみました。

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

<適用要件>

贈与者	父母や祖父母等
受贈者	子・孫等(所得金額2000万円以下)
住宅面積	床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋 (合計所得金額が1000万円以下の者:40㎡以上～)

<非課税限度額>

①耐震性能・省エネ性能・バリアフリーの いずれかを有する住宅用家屋	1,000万円 (改正前:1500万円)
②それ以外の住宅用家屋	500万円

※令和4年1月1日以後の贈与について適用されます

住宅ローン控除の改正

<適用要件>

- ①令和4年1月1日以後に居住開始～
- ②合計所得金額が2000万円以下

<控除率>

0.7%(改正前:1.0%)

<控除期間>

新築住宅 13年
中古住宅 10年

※その他、省エネ住宅等には借入限度額の上乗せ措置が創設されています

*各改正の概略を記載しました。詳しい要件等につきましては各担当者にお問合せください。

川口 雅子

消費税のインボイス方式について

～変更点や注意点について～

2023 年 10 月から「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス方式）が導入予定です。インボイス方式が導入された場合、現在の方式からどのような変化があるのでしょうか。

適格請求書等保存方式（インボイス方式）とは

インボイスとは、課税事業者登録番号や適用税率等の記載事項が記入された計算票です。

インボイス方式の場合、売上のインボイスに記載された税額と仕入のインボイスに記載された税額を各々集計し、売上の税額から仕入の税額を引き納付税額の計算を行います。

売り手にはインボイスの交付と交付したインボイスの保存が義務づけられており、買い手はインボイスを受け取り、保存した場合のみ仕入税額控除が可能となります。

現行の帳簿方式について

日本では長らく帳簿方式が採用されています（2019 年 10 月から区分記載請求書等保存方式）。現行の帳簿方式では帳簿と請求書から課税売上に係る税額と課税仕入に係る税額を各々集計し消費税を計算します。現行の帳簿方式では仕入税額控除の要件は、「帳簿及び請求書の保存」となっています。

インボイス方式からの変更点、注意点や問題点など

インボイス方式に変わった場合の主な変更点は以下 2 点です。

1. インボイスを発行できるように登録を行うこと
2. 仕入税額控除の要件が帳簿及び請求書の保存からインボイスの保存に変わる

注意点として、免税事業者はインボイス発行のための登録ができない点です。

インボイスを発行できない場合、取引の相手先は仕入税額控除ができないため、免税事業者と取引を行わない可能性もあります。

その場合、免税事業者が取引から排除されてしまうという問題も指摘されています。

また、軽減税率導入時と同様に事業者への事務負担の問題もあります。

したがって、インボイス制度導入時には以上のような点を踏まえて、自社がインボイス方式を採用するかどうか、相手先のインボイス登録状況などを確認する必要があると思います。

金子 貴一



適格請求書等保存方式
の概要（PDF）
国税庁 HP より



建設業の許可を受ける際の必須要件である、専任技術者。許可を受けて建設業を営もうとする全ての営業所に専任で配置することが必要となります。専任技術者がいなくなってしまうと許可の要件を満たせなくなってしまう。その際には、指定の国家資格を取得するか、実務経験で申請をすることとなります。急に国家資格を取得するのは現実的ではありません。その場合は、実務経験で申請することになるかと思います。

先に述べた通り、国家資格がなくても実務経験があれば、専任技術者となることが可能です。

ただ、そのためには、実務経験証明書を作成しなければなりません。許可を受けようとする業種でこれまでに実務経験が合計10年以上あることを証明出来れば、認められます。ただ、実務経験証明書が作成出来たからと言って、役所がそれを認めてくれる訳ではありません。10年の実務経験を証明するためには、経験期間分の工事契約書または注文書等の添付書類が必要となります。常日頃から工事請負契約書を結んでいき、正しく保管しておくことが大事になりますのでご注意ください。



中島 良典



わたしの“ちむどんどん”



今年は、沖縄が本土復帰となってから 50 周年という記念すべき年だそうです。東京国立博物館では 5/3～6/26 まで、特別展「琉球」という展覧会をやっていました。この展覧会は終わってしまいましたが、(残念ながら私も見に行く事ができませんでした)一年をとおして各地で記念行事が計画されているようです。(因みに今年は松任谷由実さんがデビュー 50 周年。東京スカイツリーは開局 10 周年と記念すべき年にあたっているようです。)

沖縄に話を戻しますが、今、朝の連ドラは沖縄本土復帰 50 年を記念してなのか、沖縄生まれの四兄妹の話がドラマとなっています。食べる事もそれを作る事も大好きな二女、暢子が一流の料理人をめざして銀座のレストランで修業をしているという設定です。暢子の周りでまるで外国語のような沖縄の言葉が飛び交います。「あきさみよ!」「でーじ○○」etc.

“ちむどんどん”は心がわくわくする、という意味のようですが、元気でおおらかで努力を惜しまない暢子にそれこそちむどんどんしながら毎日楽しみに放送を見ています。

さて、そんな暢子を見ていて、私の「ちむどんどん」は何だろう?とふと思いました。こどもの頃は何もかもが楽しかったなあ、なんて思い巡らしながら、いつまでも、ちむどんどんする気持ちを忘れてはいけないなあと思ったのです。長年大人でいると、自分から意識してちむどんどんを探さないと日常がただ漠然と過ぎて行ってしまい、感動する事がなくなってしまいます。それではいけない。つまらないです。

あなたの「ちむどんどん」は何ですか?教えて下さい。あきさみよ!と驚きましょ。



相澤 順子

相続した土地を手放せる？

「いらない土地があるから相続放棄をしたい。」

このようなことを話される方がときどきいらっしゃいます。

これまでは、相続物件の一部の土地だけを放棄することはできませんでしたが、令和5年4月27日から「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(相続土地国庫帰属法)」によってこれが可能になるかもしれません。

ただし、以下の条件をすべてクリアする必要があります。

- ① 建物がない
- ② 担保権等の設定がない
- ③ 通路、他人通行がない
- ④ 土壌汚染がない
- ⑤ 土地境界が明らかである
- ⑥ 崖がない
- ⑦ 工作物や車両、樹木がない
- ⑧ 地中埋設物がない
- ⑨ 隣地と争いがない
- ⑩ 上記以外で管理に多分な費用や労力がかかる土地でない

この制度は、一人で相続した場合だけでなく、複数の相続人が共有で相続した場合にも利用できます。その際は、共有者全員で申請します。

なお、申請の際、審査手数料を支払う必要があります。

また、国に帰属させることの承認があった際は、当該承認土地につき、国有地の標準的な管理費用(10年分)を考慮して定める負担金を納付しなければなりません。実際にこの管理費がどのくらいなのかはまだわかりませんが、現状の国有地の10年分の標準的な管理費は、手のかならない原野で約20万円、市街地の200㎡の宅地では約80万円といわれています。ただ、今後の運用によってはもっと高額になるかもしれません。管理費は一括払いで、期限までに納めないと承認の効力を失います。

繰り返しますが、この制度を利用できるのは土地だけです。建物があるときは、更地にしなければならぬことを考えると宅地ではかなり限定的な利用になるでしょう。しかし、農地や山林でしたら望みがあるかもしれません。ただし、農地や山林の境界がどの程度だったら明らかだといえるのかはこれからの運用状況によるでしょう。

ところで、そもそもこんな条件の良い土地でしたら普通に売買できるのでは？と思ってしまうのは私だけでしょうか。



司法書士 米澤 智子

今回は、被相続人が生前中に相続人の口座へ送金した金銭について、どのような課税関係が生ずるかについて検討します。

まず、贈与は基本的に民法の規定によって成立します。

そして、贈与が成立していない取引は、相続の開始時点において被相続人から相続人への貸付として認識され、財産の一部を形成し相続税が課税される可能性があります。税務的には、贈与が成立していない場合は貸付とされる可能性があるということです。

では、贈与が成立しているとはどういうことなのでしょう。

一般的には、贈与契約書があれば贈与が成立していたと確定することができます。

ただし、贈与契約書さえあれば全て贈与になるわけではなく、贈与された後にその口座の管理・支配がどのようになっているかが重要になります。

贈与者が自身で口座を管理・支配している場合は、贈与者の財産と認識される可能性があります。受贈者の意思によって口座の入出金がされている時、税務上も受贈者に資産が移転されたと考えます。

つまり税務上で贈与が成立するための要件とは、贈与契約書の作成に加えて、入金された口座を受贈者が管理・支配しているということになります。

もし過去の贈与について贈与契約書を作成していない場合は、金銭の移動の経緯がどのようなものだったかについて説明できるようにしておく必要があります。

また貸付ならば当事者間で金銭消費貸借契約書を作成しておくことも必要です。

いずれにしても、契約書を作成するなどして金銭の移動の理由をはっきりさせておくことが贈与税の課税になるか、貸付金(相続財産)になるかの判断において重要になります。



ポイント

- (1) 贈与であれば、当事者双方の合意があったことが分かるように贈与契約書を作成しておく必要があります。過去の贈与について贈与契約書がない場合は、金銭が移動した理由を説明できるようにします。
- (2) 税務上の贈与の成立要件の一つとして、受贈者が口座の管理・支配を行うことが必要です。

法人の役員報酬について

毎年の決算申告の際に「社長の役員報酬はいくらにしようか」という質問をよく受けます。一般的に、役員報酬の金額は「企業の業績見込み」「従業員賃金とのバランス」「世間相場」「税務上の取り扱い」などを勘案して決定します。

役員報酬は従業員給与と異なり、税務上様々な取り決めがあります。従業員給与は基本的には全額損金に算入できますが、役員報酬は毎月同額でなければならないなど一定の方法で支払わなければ損金として認められません。もし損金として認められないと利益を減らすことができずに法人税の負担が増加してしまいます。

役員報酬は金額が大きくなるため取り扱いを間違えて損金に算入できない場合、想定外の多額な納税が発生することとなり資金繰りにも影響を与えてしまいます。このような事態を避けるためにも、役員報酬の税務上の取り扱いを正しく把握することが重要です。

税務上認められている役員報酬は「定期同額給与」「事前確定届出給与」「業績連動給与」のいずれかとなります。なお、業績連動給与は上場企業などに限られており、中小企業では他の2つのいずれかで支給するのが一般的です。



1 定期同額給与とは

毎月同額で支払われる役員報酬のことで、税務署への届出は不要です。役員の月収といえるものですが、残業代や手当などの加算はなく支給額が変動することはありません。金額の変更ができるのは原則として年に一度で事業年度開始から3か月以内の時期だけとなります。

例外として、会社の経営状況が著しく悪化した際には役員報酬の減額ができるとされていますが、どの程度悪化すれば減額できるのかといった決まりはありません。最近だとコロナウイルス感染症による影響が日本各地で出た際にはこの影響により役員報酬を減額することが認められていました。そのため経営状況の著しい悪化とは相当の場合のみだと思われますので基本的には一度決めた金額を一年間支払うことになります。

2 事前確定届出給与とは

事前に税務署へ届出をしなければなりませんので手続きは定期同額給与よりも煩雑ですが、支給金額や支払時期を自由に決めることができます。ただし、届出書に記載した支給日・支給金額の通りに支給しなければ全額が損金として認められなくなってしまうので注意が必要です。

役員報酬を検討する際には、企業の業績見込みを正確に行い適切な金額を設定することが大切になります。もしも、業績が大幅に下回った場合には役員報酬の支払いが資金繰りを悪化させてしまい、反対に業績が大幅に上回った場合には想定以上の法人税の納税が発生することになりますので慎重に検討する必要があります。

業績の上限以外にも赤字の繰越しや減価償却費の増減などによっても法人税が変わってきますのでご不明な点は担当者までご相談ください。

川島 隆寛

キャリアアップ助成金（正社員化コース）の変更点

令和4年4月1日以降

[変更前]

[変更後]

①有期→正規:1人当たり 57万円

→

①存続

②有期→無期:1人当たり 28万5千円

→

②廃止

③無期→正規:1人当たり 28万5千円

→

③存続

令和4年10月1日以降

☐ 正社員の定義の変更

「賞与または退職金制度」かつ「昇給」のある正社員への転換が必要となります。

現 行	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者
改正後	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者 ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る

☐ 非正規雇用労働者定義の変更

「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」が適用されている非正規労働者の正社員転換が必要となります。

現 行	6か月以上雇用している有期または無期労働者
改正後	賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けている有期または無期雇用労働者

今までは曖昧だった非正規雇用労働者の定義が見直されました。

令和4年10月1日に転換の場合は、令和4年4月1日以前の日付の対応就業規則が必要となりますので、10月1日以降に正社員へ転換される場合は注意が必要となります。

不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

湯ったり！寄ったり！行ってんべ！！

草津温泉

「日帰り温泉施設 大滝乃湯」

草津温泉は、標高 1,200mの位置にあり、夏・冬ともにリゾート立地としては、日本屈指の存在として有名です。古くから湯治客に愛され、支持されてきました。強烈な酸性度、圧倒的な湯量、他では類を見ない温泉です。

草津には有料の日帰り温泉施設として「大滝乃湯」「御座之湯」西の河原露天風呂」があります。これら 3 箇所をまとめて、ちょいな湯めぐり手形(1,600 円)がありますので、試してみても如何ですか？

さて、今回は「大滝乃湯」をご案内してみたいと思います。煮川源泉を使用し、特に第 2 第 4 土曜日は白濁の日となっており、硫黄の香り漂う煮川源泉の「効能成分」たっぷりの極上のにごり湯を楽しめます。



風呂の設備



大浴場

天井が高く、窓も広くて、開放的な空間が広がります。打たせ湯も 3 箇所あり、マッサージ効果も望めます。

合わせ湯

古くから草津に伝わる「合わせ湯」。温泉の豊かな成分を水で薄めることなく、自然冷却して適温になるよう、浴槽を順々に巡って行きます。一番

湯から、順に熱くなっていますので、ぬる湯から少しずつ体を慣らして行く入浴法です。4 番目の浴槽は相当熱いです。

露天風呂

温泉の滝を見ながら、自然と一体となった、開放感を味わうことができます。大きさもちょうど良い露天風呂となっております。



住 所 : 群馬県吾妻郡草津町大字草津 596-13

T E L : 0279-88-2600

時 間 : 午前 9:00～午後 9:00

駐 車 場 : あり (約 100 台)

料 金 : 大人 980 円 子ども 450 円

定 休 日 : なし

泉 質 : 煮川源泉 酸性硫黄泉 PH2.10

効 能 : 神経痛・関節痛・うちみ・ねんざ・やけど・慢性消化器病・美肌他



森 富夫

税務・労務カレンダー

	税務	労務
8月	☐ 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………8月10日(水)まで ☐ 6月決算法人の確定申告と納税……………8月31日(水)まで ☐ 12月決算法人の中間(予定)申告……………8月31日(水)まで	☐ 7月分の社会保険料の口座振替日……………8月31日(水) 

- ・災害シーズンに備えて、緊急時の行動基準を周知・徹底するとともに、非常用薬品の常備、重要持出し書類の表示・区分保管、緊急連絡体制の整備など、防犯対策の見直しを行いましょう。
- ・暑さによる疲労がたまりがちなので、従業員の健康管理に注意を払いましょう。

9月	☐ 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………9月12日(月)まで ☐ 7月決算法人の確定申告と納税……………9月30日(金)まで ☐ 1月決算法人の中間(予定)申告……………9月30日(金)まで	☐ 労働保険料の口座振替日(全期・第1期)……………9月6日(火) ☐ 8月分の社会保険料の口座振替日……………9月30日(金) ☐ 7月に提出した標準報酬月額算定基礎届に基づいて決定された新しい標準報酬による保険料の適用
----	---	--

- ・7月に提出した算定基礎届に基づいて9月分からの新しい標準報酬決定通知書が所轄の年金事務所(又は健保組合)から送付されてきます。通知が届いたら各人に新標準報酬月額を通知するとともに、10月支給の給料からの徴収に備え、賃金台帳等に移記しておきましょう。
- ・秋の交通安全運動に伴い、改めて安全運転を呼びかけましょう。

10月	☐ 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………10月11日(火)まで ☐ 8月決算法人の確定申告……………10月31日(月)まで ☐ 2月決算法人の中間(予定)申告……………10月31日(月)まで	☐ 9月分の社会保険料の口座振替日……………10月31日(月) ☐ 労働保険料の分割納付期限(第2期)……………10月31日(月) ☐ 労働者死傷病(軽度)報告(7月～9月分)の提出期限……………10月31日(月)
-----	---	--

- ・全国労働衛生週間に伴い、労働衛生に対する意識を高め、労働衛生管理活動を展開しましょう。
- ・健康診断を実施する場合は、受診予定者を最終確認するとともに、受診の周知徹底を図りましょう。
- ・税務署は7月から新しい事務年度に入り、秋口から税務調査が本格化します。いつ税務調査を受けても対応できるように、証拠資料などを整理しておきましょう。